

虐待防止のための指針

特別養護老人ホーム草の家・草の家ユニット

特別養護老人ホーム草の家ひだまり

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、入居者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない（別表参照）

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- ② 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、他の入居者による虐待行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ③ 心理的虐待：脅しや侮辱などの言語や、威圧的な態度、無視、嫌がらせによって精神的苦痛を与えること
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その利用者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「虐待防止委員会（以下、委員会）」を設置します。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、施設長、介護班長、看護職員の代表者、介護支援専門員の代表者、生活相談員の代表者、介護職員の代表者とし、代表者は2年任期とします。

委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の施設長が務めます。

また、副委員長を介護班長又は介護主任とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
施設長	委員長（責任者）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
介護班長 又は 介護主任	副委員長虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
介護職員・介護支援専門員の代表者	虐待防止対策の周知・進捗管理
看護職員の代表者	医療的ケア等に関する検討
生活相談員の代表者	利用者・家族等への説明・相談対応

（３）委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年６回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催します。また、定期開併せて、法人内の各事業所の虐待防止検討委員会と共催します。

重大な虐待事例が発生した場合は、**24**時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討します。

委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

(4) 委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、南足柄市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

(5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各主任及びフロア・ユニットリーダーにより回覧するなどして周知徹底を図ります。

〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報が行われたかどうかの確認
- 事例検討
 - 職員による虐待(養介護施設従事者等による虐待)の事例検討身体拘束を行なった事例検討
 - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討
- 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
 - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
- 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする
- 施設の事例対応の適切さに対する評価と助言
- 施設の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で技能が高い職員ほど、虐待事例・困難事例に適切に対応できます。それゆえ、全職員の介護技能の研鑽が重要となります。一方で、優れた職員であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があり、経験者でも内省が必要となります。これらのことから、高い介護技術の獲得と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施します。研修会は、本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施します。

(1) 定期開催

全職員に対し、年2回の研修会を実施します。なお虐待防止マニュアルを活用します。県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会の参加とすることもでき

ます。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、参加者等を記録します。職員全員が参加できるよう動画での視聴も実施します。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。

(3) 研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止委員会により定めます。

- ①自身の介護状況の振り返り
- ②虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ③本指針及び虐待防止対応マニュアルの内容に基づく取り組み方法
- ④虐待通報義務の履行、ならびに虐待等に関する相談・報告の方法
- ⑤委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 市町村等への通報

虐待を疑う場面に遭遇したり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生します（高齢者虐待防止法第7条第2項）。したがって、虐待が疑われる、もしくは、虐待を発見した場合は、速やかに下記へ通報する。その後、委員会の構成員もしくは、管理職に報告する。但し、委員会の構成員や管理職への報告は強制しない。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請する。

また、通報者の秘密は守られます（高齢者虐待防止法第8条、第23条）。
通報した際に、氏名等を名乗らないことも可能です。

通報先

南足柄市役所 高齢介護課 電話 0465-73-8057

目前で暴力が行われているとき 110番へ

医療がすぐに必要な病気やけががあるとき 119番へ

(2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見し、市町村に通報した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、記録を作成し、委員会委員長に報告します。(市町村のみに通報し、施設管理職・委員会等に報告しないという方法をとっても差支えありません)

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- ①当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ②市町村への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③法人本部、家族等への報告（第一報）
- ④関係職員・フロア・ユニットリーダー等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥事後対応及び再発防止策の周知・実行
- ⑦関係者への報告（第二報以降適時）
- ⑧必要に応じた懲罰委員会への報告
- ⑨委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価
- ⑩虐待事例の事例検討会の実施

(3) 神奈川県及び南足柄市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力、
神奈川県及び南足柄市から、高齢者虐待等に係る調査依頼等があった場合には、速やかに協力します。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口及び虐待対応については、重要事項説明書に示します。

受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、当施設に来所した方及び当施設の職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に提示するとともに、当法人ホームページに掲載します

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) 虐待防止マニュアルの活用

本指針を踏まえて、虐待防止マニュアルに基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

(2) 虐待防止担当職員の配置

各部署・フロア・ユニットに虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者を配置します。担当職員は、委員会委員もしくは、主任職以上の職員とします。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、令和6年1月1日より施行する。

資料 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このような障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

○成年後見制度

成年後見制度には、高齢者等の判断能力によって、法定後見制度と任意後見制度のいずれかを利用することとなります。

- ①法定後見制度：判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された成年後見人、保佐人または補助人（以下成年後見人等とする）が本人を保護、援助する制度。
- ②任意後見制度：本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護、援助する制度。

○成年後見制度の申立者

法定後見制度を利用するための申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができます。身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど判断能力が低下している場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがありえます。この場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立てを行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市長村長が申立人となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。

なお、成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得るためみなき努力が必要です。